

第 830 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 5 年 3 月 20 日開催

紫波町農業委員会

第 830 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 830 回紫波町農業委員会総会は、令和 5 年 3 月 20 日、紫波町役場に招集された。

1 開催日時 令和 5 年 3 月 20 日(月) 午後 1 時 30 分から 午後 2 時 38 分

2 開催場所 紫波町役場 302 会議室

3 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について

報告第 3 号 相続税納税猶予等の継続申請に係る農業経営継続証明書の交付について

報告第 4 号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について

報告第 5 号 「紫波町空家に付随した農地の取扱基準」の廃止について

日程第 4 議案第 1 号 農業委員会の委員の辞職に関し同意を求めることについて

日程第 5 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書に対する許可の決定について

日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について

日程第 7 議案第 4 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について

日程第 8 議案第 5 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について

日程第 9 議案第 6 号 農用法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 10 議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 11 議案第 8 号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定について

日程第 12 議案第 9 号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定について

日程第 13 議案第 10 号 紫波町農業委員会公印規程の一部改正について

4 出席委員 (11 名)

1 番	佐藤武士君	2 番	菅川正君
3 番	高橋伸夫君	5 番	横沢一則君
6 番	玉山泉君	7 番	佐藤廣志君
8 番	工藤姫子君	9 番	藤原和夫君
10 番	滝浦新悦君	11 番	中村成志君
12 番	岡市充司君		

5 欠席委員 (1 名)

4 番 百濟和至君

6 遅刻委員 なし

7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員	
事務局長	藤 根 あけみ 君
事務局次長	工 藤 信 吾 君
主任	横 沢 三重子 君

○事務局長（藤根あけみ君）

ただ今から、第 830 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。
次第に沿って進めさせていただきます。
最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（岡市充司君）

皆様ご苦労様です。今年の冬は雪が多かったということで、また非常に寒い日が続きましたけれども、ここに来て雪が溶けましてだいぶ春めいてきたかなと思います。まもなく農作業が本格化して参りますが、農業機械を使用する場合には余裕を持った作業をしていただきたいと思います。

先月の 27 日から始まりました紫波町議会の 3 月会議は今月の 24 日までということで、また岩手県農業会議の定期総会も先週の 15 日に開催されております。このように 3 月は色々な会議が開催されていますが、委員の皆様方の地区の会議等への出席が多くなる時期だと思います。ここに来て、新型コロナウイルスの感染患者数もだいぶ減少してきておりますが、引き続き注意が必要なことは言うまでもありません。令和 4 年度の総会も今回で最後になります。今年度を振り返ってみれば、やはり新型コロナウイルスで集会や研修会、そして懇談の場を設けることがなかなかできませんでした。ぜひ、新年度は新型コロナウイルス終息と安心できる活動の再開を望むものです。それでは本日の総会審議よろしく願いいたします。

○事務局長（藤根あけみ君）

ありがとうございました。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第 9 条により、会長が議長
の任に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長をお願い
いたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお
願いします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は、各項目についてご唱和をお願いします。
（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は 11 名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立
いたしました。欠席通告は、4 番、百済和至委員であります。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したと
おりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求

めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

業務報告をいたします。議案 1 ページをお開きください。

（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第 30 条の 2 の規定により、議長において 7 番 佐藤廣志委員、8 番 工藤姫子委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長（岡市充司君）

日程第 3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第 2 条第 1 項の規定により、専決処分した件数が 19 件ありますので、同条第 2 項の規定により報告いたします。

報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第 2 号 農地法第 3 条 3 の規定による農地の相続等の届出について

報告第 3 号 相続税納税猶予等の継続申請に係る農業経営継続証明書の交付について

報告第 4 号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について

報告第 5 号 「紫波町空家に付随した農地の取扱基準」の廃止について

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 2 ページをお開きください。

報告第 1 号、農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について、通知が 5 件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

報告第 2 号、農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について、通知が 11 件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

報告第 3 号、相続税納税猶予等の継続申請に係る農業経営継続証明書の交付について、

通知が1件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

(議案書朗読)

報告第4号、紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について、通知が1件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

(議案書朗読)

報告第5号、「紫波町空家に付随した農地の取扱基準」について、専決により処理いたしましたのでご報告します。

(議案書朗読)

○議長(岡市充司君)

以上で報告を終結いたします。

○議長(岡市充司君)

日程第4 議案第1号 農業委員会の委員の辞職に関し同意を求めることについて、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長(藤根あけみ君)

議案9ページをご覧ください。議案第1号、農業委員会の委員の辞職に関し同意を求めることについてご説明いたします。

(議案書朗読)

○議長(岡市充司君)

本案は、紫波町農業委員会規程第7条第2項の規定により、討論を用いないで許否を決定することとなりますが、採決の前に討論に当たらない範囲で、質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。この採決は、挙手によって行います。

議案第1号 農業委員会の委員の辞職に関し同意を求めることについては、原案に同意と決するに賛成の挙手を求めます。

○議長(岡市充司君)

挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長(岡市充司君)

日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任(横沢三重子君)

議案10ページをご覧ください。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定についてご説明いたします。

(議案書朗読)

本案件につきましては、3月16日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただいております。許可申請に対する許可の決定について本会のご審議よろしく願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8番委員。

○8番（工藤姫子君）

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。農地法第3条の許可要件については、お手元に配布されている農地法第3条調査書の要件を審査しております。

付議番号1番は、相続で農地を取得した■■■さんが、通作できないため親戚である■■■さんに購入を依頼したものであります。譲受人の■■■さんは、農機具一式を所有しており、耕作管理には問題がないと思われま。

付議番号2番の当該農地は組田であり、譲受人である■■■さんが耕作をしている農地であることから、組田を解消するために購入することになったものであります。譲受人の■■■さんは農機具一式を所有しており、耕作管理には問題がないと思われま。

付議番号3番は、譲渡人である■■■さんは県外に転出することになったため、農地の取得を希望していた■■■さんが買受けることになったものであります。譲受人である■■■さんは、息子夫婦と孫の4人で耕作し、自家用野菜を作付けする予定であります。

付議番号4番は、県外に在住している■■■さんが、農地の管理が困難であるため、野菜の栽培に興味がある■■■さんが農地を買い受けるものであります。■■■さんは大型機械を所有しており、家族4人で耕作をする予定であります。

以上につきまして状況については調査書に記載されています。農地調整小委員会での審議では、原案のとおり許可すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定については、原案に同意することと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案11ページをご覧ください。議案第3号、農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定についてご説明いたします。

（議案書朗読）

本案件につきましては、3月16日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただいております。決定の上は3月24日公告予定です。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8番委員。

○8番（工藤姫子君）

議案第3号、農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

本案は、新規14件、更新4件の審議です。

付議番号1番は、今まで耕作を依頼していた方が、遠方からの通作が困難となり規模を縮小したことから、近隣農地を耕作している■■■さんに依頼したものであります。借受人である■■■さんは農機具一式を所有しており、耕作管理は問題がないと思われれます。

付議番号2番は、高齢となったため規模縮小をする■■■さんが、近隣農地を耕作している■■■さんに依頼をしたものであります。■■■さんは、農機具一式を所有している認定農業者であることから耕作管理には問題がないと思われれます。

付議番号3番は、株式会社■■■■■が借り受けるものです。当該農地は■■■さんの自宅から遠方にあるため、近隣農地を耕作している法人に依頼するものであります。

付議番号4番から6番は■■■さんが借手となるもので、4番は貸手の■■■さんが今まで■■■さんに作業委託を依頼していたものであります。今回正式に利用権設定するものであります。5番の■■■さんと6番の■■■さんは、今まで耕作を依頼していた方が、農地の集約化を図るため、当該農地の近隣農地を耕作している■■■さんに耕作を依頼したものであります。■■■さんは農機具一式を所有する認定農業者であることから、耕作管理には問題がないと思われれます。

付議番号7番の■■■さんは、体調不良で耕作管理が困難となったため、これまで作業委託をしていた親戚の■■■さんに正式に利用権設定をするものであります。■■■さんは自己完結型の農業を行っており、耕作管理は問題がないと思われれます。

付議番号8番の■■■さんは、農業を廃業しており、今まで耕作を依頼していた■■■さんに正式に利用権設定をするものであります。■■■さんは、農機具一式を所有している認定農業者であることから、耕作管理には問題がないと思われれます。

付議番号9番は、■■■さんが体調不良で耕作ができなくなったため、近隣農地を耕

作している■■■さんに耕作を依頼したものであります。■■■さんは、農機具を所有しており、耕作管理は問題がないと思われます。

付議番号 10 番は、今まで耕作を依頼していた方が遠方からの通作が困難となり規模を縮小したことから、近隣農地を耕作している■■■さんに依頼したものであります。■■■さんは農機具を所有しており、耕作管理には問題がないと思われます。

付議番号 11 番、12 番は、相続で農地を取得した■■■■■さんが、農作業に従事することが困難なため、11 番の農地を親戚である■■■■■さんに耕作を依頼したものであり、12 番の農地は組田であることから、農地を耕作している■■■さんに利用権を設定するものであります。11 番の■■■■■さん、12 番の■■■さんは生産組合の組合員であり、耕作管理には問題がないと思われます。

付議番号 13 番は、■■■さんが非農家であるため、近隣農地を耕作している■■■■■■■■■■に利用権設定をするものであります。

付議番号 14 番は、新規就農者として就農した■■■さんが、祖父の農地を借受けて、畑作で野菜を栽培する予定とするものであります。祖父の指導を受けながら農業を始めており、次世代の担い手として期待ができるものと思われます。

付議番号 15 番は代替わりにより新規契約となったもの、付議番号 16 番以降は更新の案件で、これまで同様、良好な耕作管理が期待できるものです。

農地調整小委員会では、今回の案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に定める要件を満たしており、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 3 号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 7 議案第 4 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、を議題といたします。本案につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与の制限に ■番 ■■■■■委員が該当していますので、本案の審議が終了するまで退席願います。

（■■■委員 退席）

事務局の説明を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

議案 16 ページと地図は調査資料の 3 ページを合わせてご覧ください。議案第 4 号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定についてご説明いたします。

（議案書朗読）

本案件につきましては、3 月 16 日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただいております。同意の上は 3 月 24 日に公告予定です。以上でございます。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8 番委員。

○8 番（工藤姫子君）

議案第 4 号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

本案は、■■■■委員が譲受人となる農用地利用集積計画の審議です。

譲渡人の■■さんは町外に在住しているため、不耕作となっていた農地を譲受人である■■委員が購入して再生する予定であります。

購入する農地は、■■委員の親族宅に隣接する農地であり、今後は自家用野菜を作付けして利用する予定であります。

農地調整小委員会では、本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に定めた要件を満たしており、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 4 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 4 号は、原案に同意することと決定いたしました。

■■委員の復席を求めます。

（■■委員 復席）

○議長（岡市充司君）

日程第 8 議案第 5 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

議案 17 ページと調査資料の 3 ページを合わせてご覧ください。議案第 5 号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定についてご説明いたします。

（議案書朗読）

本案件につきましては、3 月 16 日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただいております。同意の上は 3 月 24 日に公告予定です。以上でございます。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8 番委員。

○8 番（工藤姫子君）

議案第 5 号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号 1 番は、■■■さんが体調不良のため耕作できなくなった農地を親戚である■■■さんが買い受けるものであります。当該農地は今まで■■■さんが耕作をしていた農地であるため、耕作管理は問題がないと思われま

す。付議番号 2 番は、譲渡人である■■■さんが県外に転出するため、今まで当該農地を耕作していた■■■さんに購入を依頼したものであります。

付議番号 3 番は、■■■さんが作業委託をしていた方が高齢となり、耕作できなくなったため、隣接する農地を耕作している■■■さんが買い受けるものであります。

農地調整小委員会では、本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に定めた要件を満たしており、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 5 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 5 号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 9 議案第 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

議案書は 18 ページ、別添資料は 14 ページからとなります。

議案第 6 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について説明します。申請件数は 2 件です。

（議案書朗読）

以上の案件につきまして、3 月 16 日に現地調査を行っております。また、各案件とも調査書に記載の通り、農地転用に必要な要件は満たしているものですが、申請に対する本会の意見の決定につきましてご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

10 番委員。

○10 番（滝浦新悦君）

3 月 16 日に鎌田推進委員、藤原推進委員、事務局と私の 4 名で現地調査をいたしましたので報告いたします。

付議番号 1 番は、場所は■■■■さんの自宅の隣にある農地です。田として水利の確保ができないと見てきました。周りに農地はないことから周辺への影響がないと見てきました。

付議番号 2 番は、株式会社アプローチさんの南側にある林のようにになっている場所です。畑となっていますが、杉の木が何本か生えているという状態で、周りには農地はありません。宅地の進入路として利用するということで周りには影響がないと見てきました。

以上報告いたします。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 6 号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 10 議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

議案書は 19 ページから 20 ページをご覧ください。議案第 7 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定についてご説明します。申請件数は 7 件です。このうち所有権移転によるものが 3 件で、賃貸借設定が 1 件、使用貸借権設定が 3 件となります。

（議案書朗読）

本件につきましては、3 月 16 日に現地調査を行っております。各案件とも調査書に記載のとおり、農地転用に必要な要件は満たしていると思われませんが、申請に対する本会の意見の決定につきましてよろしくご審議をお願いします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

10 番委員。

○10 番（滝浦新悦君）

議案第 7 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、3 月 16 日に現地調査を行いましたのでご報告いたします。

付議番号 1 番は、日詰駅の北、住宅地の一角であります。農地は 1 区画しかありませんので、周りには支障がないと見てきました。

付議番号 2 番は、赤石小学校の南側です。五郎沼のすぐ脇の 4 号線から京田の踏切の中間に位置する農地です。ここに太陽光発電設備を設置するということで、隣には■■さんという方の畑がありますけども、その方は耕起をするだけで栽培はされておられませんので支障はないと見て参りました。

付議番号 3 番は、以前に■■さんの農地を資材置き場として転用しましたがけれども今回も会社は違いますけれども、高速道路の工事の資材置き場として利用されるということで図面を見ると左側は高速道路、右が滝名川という間に挟まれた農地で周りには支障がないと見て参りました。

付議番号 4 番は、岡崎建設株式会社の西側で東北本線と岡崎建設さんとの間に残された農地です。周りは宅地としてアパートが建っておりますし、農地はここだけと見て参りましたので、分譲しても支障がないと思われま。

付議番号 5 番、6 番、7 番は、営農型太陽光で一時転用であります。3 年に一度見直しをかけるということですが、下部農地には畑わさびが作付けされておりました。今年の夏に収穫予定ということです。3 件とも栽培状況を確認して参りましたが今後も継続して栽培がされていくものと思われま。場所については、元の古館支所から水分線に向かって、陣ヶ岡の中心部の道路沿いでありま。リサイクルショップの向かい側です。

6 番は、長岡の新田地区です。北田十文字に東と西にあります。十文字から 10 メートルから 20 メートルの範囲内にあり、栽培状況を確認し、問題がないとみて参りました。

以上報告いたします。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許しま。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定については、
原案のとおり許可相当と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第7号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第11 議案第8号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定について、を議題
といたします。本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定による
議事参与の制限に ■番 ■■■■委員が該当していますので、本案の審議が終了する
まで退席願います。

（■■委員 退席）

事務局の説明を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

それでは、議案21ページ、議案第8号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定
について、ご説明いたします。

（議案書朗読）

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農政小委員会
において審議しておりますので、滝浦農政小委員長より審議の経過について報告をお
願います。

10番委員。

○10番（滝浦新悦君）

議案第8号、遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定について、農政小委員会の
審議経過についてご報告いたします。

令和3年度中に行った、荒廃農地リスト全筆調査した際に、リストとは別に■■委
員の所有の農地が通作できない場所にあり、再生が困難であることを確認しておりま
す。

農政小委員会では、当該農地について非農地判定をし、地目変更することが土地の
適正利用として妥当であると判断いたしました。

以上が農政小委員会の報告となります。

○議長（岡市充司君）

滝浦小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり。）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 8 号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号は、原案のとおり決定いたしました。

■■委員の復席を求めます。

（■■委員 復席）

○議長（岡市充司君）

日程第 12 議案第 9 号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

それでは、議案 22 ページ、議案第 9 号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定について、ご説明いたします。

（議案書朗読）

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農政小委員会において審議しておりますので、滝浦農政小委員長より審議の経過について報告をお願いします。

10 番委員。

○10 番（滝浦新悦君）

議案第 9 号、遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定について、農政小委員会の審議経過についてご報告いたします。

今回非農地判定をしようとする農地は、令和 4 年中に所有者あるいは相続予定者から非農地の希望が出されたもので、12 月から 3 月にかけて地域推進班が現地調査を行い、明らかに再生不能であることを確認したものです。

農政小委員会では、農林水産省から非農地判定の手続きの迅速化を求められていることから、すみやかに非農地判定をし、地目変更することが土地の適正利用として妥当であると判断いたしました。

なお、現地調査の際に、地域推進班において農地区分を確定できなかったものについては、全委員による再調査を予定しています。

以上が農政小委員会の報告となります。

○議長（岡市充司君）

滝浦小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり。）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 9 号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 13 議案第 10 号 紫波町農業委員会公印規程の一部改正について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

議案第 10 号、紫波町農業委員会公印規程の一部改正についてご説明いたします。

（議案書朗読）

○議長（岡市充司君）

事務局より説明が終わりました。これより質疑を許します。

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 10 号 紫波町農業委員会公印規程の一部改正については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 10 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第 830 回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2 時 38 分 閉 会

紫波町農業委員会会議規則第 30 条第 2 項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員